



あなたは ひとりじゃありません

「どこへ相談すればいいのかわからない。」
「こんなことを聞いてもいいのかな。」
「迷惑になるかもしれない。」
そんな時、一人ひとりの気持ちによりそいます。

「どうしていいかわからない」

自分の 誰かの 異変に気づいたら・・・
見守り相談室へご連絡ください。
ていねいにお話しをお聞きします。



ご訪問して、くわしく お話しをうかがったり
手続きに付き添ったり
みなさんが それぞれ安心して生活できるように
一緒に考えていきます。



まちの会議に参加させていただくことも
一人ひとりの困りごと
地域の困りごとを
いっしょに考えていきます。



イラスト：都島区役所

見守り活動で気づいたこと、気になったことがあれば、ご連絡をお願いします。

都島区社会福祉協議会

都島区見守り相談室

電話

6 9 2 9 - 8 8 7 0

FAX

6 9 2 9 - 9 5 0 4

都島区都島本通3-12-3 1ふれあいセンター都島内
平日：9時～19時 土曜日：9時～17時30分

「要援護者名簿」を もとにした見守り活動

同意された方々の情報をまとめ、名簿を作成します。それが、地域の活動団体へお渡しする「要援護者名簿」となります。



郵送対象者

要介護3以上の方
要介護2以下で認知症が進んでいると判定された方
身体障がい者1級2級の方
知的障がい者A
精神障がい者1級
視覚障がい3級4級
聴覚障がい者3級4級
肢体不自由3級
音声言語機能障がい3級
難病患者

孤立している方への支援を行います

近所づきあいも少なく最近見かけない方や、以前と様子が違うなあと感じる方、ご自身が困っていることを感じていない方など、お気づきになられたらご連絡ください。



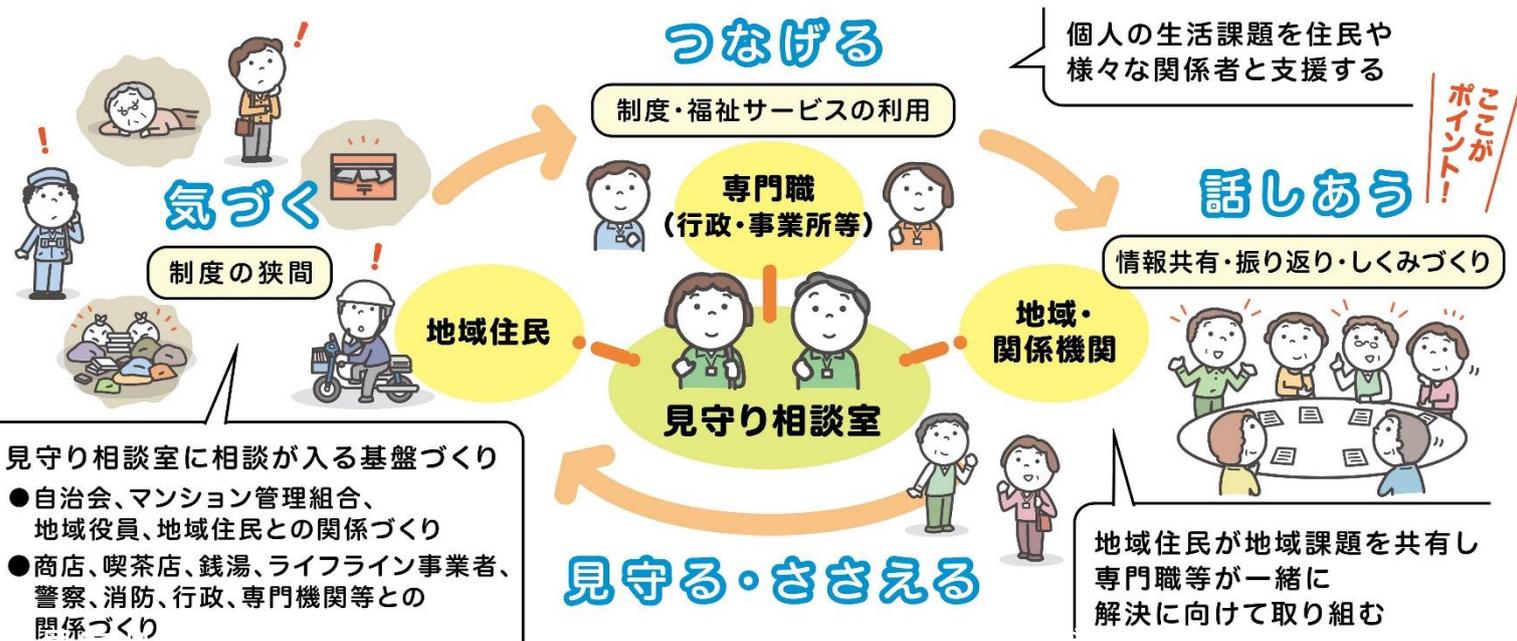
見守りメール 配信サービス

大切な人がもし迷子になったら帰ってこなかったら、できるだけ多くの目で見守るために。



認知症で「徘徊して行方不明になりそうな方」の事前登録を受け付けします。
もし、行方不明になられた場合、いち早く発見するために、「検索メール（見守りメール）」を協力事業者へ配信します。

見守り相談室の役割



見守り相談室に相談が入る基盤づくり

- 自治会、マンション管理組合、地域役員、地域住民との関係づくり
- 商店、喫茶店、銭湯、ライフライン事業者、警察、消防、行政、専門機関等との関係づくり

見守り活動で気づいたこと、気になったことがあれば、ご連絡をお願いします。

都島区社会福祉協議会

都島区見守り相談室

電話

6 9 2 9 - 8 8 7 0

FAX

6 9 2 9 - 9 5 0 4

都島区都島本通3-12-31ふれあいセンター都島内
平日：9時～19時 土曜日：9時～17時30分